

第7次佐倉市障害者計画・第7期佐倉市障害福祉計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	令和6年2月16日から3月1日まで
意見募集結果	意見提出者数 2人
	意見数 8件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 1件
	原案のとおりとしたもの 7件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正
1	<p>31頁 権利擁護推進について、健常者から障がい者への目線のみで記述されていますが障がい者が何を望むのか・何をしたいのかを引き出すような施策も必要だと考えます。2024年4月からの改正差別解消法の施行に向けて、地域共生社会を考える合理的配慮について、障がい者から表出する機会を設けたり、障がい当事者団体などにも表明を呼びかけるようなことを表記してもらいたい。 (例えば、市役所の職場で「仮称：業務における配慮のお願いシート」を希望する職員に提出させ、身体障がい者とか発達障害の職員などが問題なく働けるようなシステムを構築したり、配慮してほしいピックアップシート（定型フォーマット）を作成し、各障がい者団体などに配布して、本人や家族からの「合理的配慮を求める提言」を積極的に入手するような施策を実施する。)</p>	<p>改正障害者差別解消法に係る施策は、障害のある当事者や家族等を構成員とする「障害者差別解消支援地域協議会」にて、検討してまいります。 例示いただいた取組案につきましては、同協議会における今後の取組を進める上で、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>35頁 地域生活支援拠点について、35ページの挿絵に白抜き文字（黄色のバック）が5つありますが、その中の2つ（緊急時の受け入れ、体験の機会・場）のみを目的としています。面的整備を進めるにあたって、その他の</p>	<p>P35の地域生活支援拠点等の説明においては、目的として、主な2つの機能を記載しておりますが、5つの全ての機能について取組を進める必要があると考えておりますので、残りの3つの機能を追記いたし</p>	有

	<p>3つの相談・専門性・地域の体制作りについての対応が不明である。もちろん、地域生活支援拠点の構築は1年や2年でできるものとは思っていません。この期間の計画では5つある地域生活支援拠点の機能の内2つのみに力を注ぐのであれば、その旨を明確に記載すべきである。</p>	<p>ます。</p>	
3	<p>38頁 今回の計画については、防災関連の記述が非常に少ないと思います。障害福祉計画においては、その成果目標・活動指標において一言も防災について触れておりません。1月に発生した能登半島地震において、障害者や障害福祉施設の問題が色々と報じられております。それらのことを鑑みると、もっと防災について考えるべきだと思います。38ページ表の1番にある個別避難計画の策定について障害福祉計画の成果目標として、是非取り上げてもらいたい。</p>	<p>障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的としているため、防災関係の記載をしておりません。 しかしながら、障害を抱える方にとって防災対策は重要な課題であることから、障害者計画に掲載しております。 個別避難計画の策定につきましては、自ら避難することが困難な方への避難計画ですので、配慮すべき個別の事情に寄り添った支援策を検討する必要があり、その重要性を関係者間で共有していくため、地域住民や関係機関等と十分に連携を図り、進めてまいります。</p>	無
4	<p>38頁 市民防災訓練が東日本大震災後はいわゆる「防災フェア」になってしまい、参加しても災害のリアルさがなかなか感じられないようになってしまったのは否めません。それ以前のように避難所体験の時間を設けるとか、東日本大震災クラスの大災害に遭われた方の体験談を含める等、もっと皆が災害に遭うことを認識できるような市民防災訓練にしたいです。そうすれば、障害のある人の防災対策や、障害のある人が災害時に何を必要としているかも、自然と見えてくるように思います。改善をお願いします。 精神障害のある人のバリアフリーは考えられているのでしょうか？当事者からすると、例えば、疲れやすいので、ベンチがたくさん欲しいですし、喉が渇きやすいので、自動販売機もたくさん欲しいです。また、トイレにもよく行くので、トイレの数が多いとありがたいですし、ストレスが溜まりやすいので、喫煙所があると助かります。段差をなくすだけがバリアフリーではありません。</p>	<p>精神障害のある人などのバリアフリーにつきましては、外見からはわかりにくい障害についての理解の促進を図る「心のバリアフリーの推進」を施策に掲げ、障害の特性等についての周知を図ってまいります。 なお、いただいたご意見につきましては、市民防災訓練及びまちづくりの担当部署にお伝えし、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>	無

5	<p>39頁 窓口サービスを良くするのなら、保健センターや健康管理センターでも、できる範囲で構いませんので、障害者福祉関係の手続きができる、と、諸制度が利用しやすいです。市役所本庁が遠い地域の当事者は助かるはず。以前は保健所で、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳の手続きもしていましたが、保健師さんに対応していただいたりもしました。出張所でとの声もあがっているようですが、便利なところに位置しているものの、専門知識のある職員さんがいるとは限りませんので、そうすべきではないと思います。</p>	<p>現在、障害等を理由に市役所や出張所にお越しいただくことが困難な方を含め、市民の利便性の向上を図るため、ほぼ全ての手続において郵送による申請が可能となっております。</p> <p>今後も、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、電子申請を含め、より利用しやすい窓口サービスの提供に努めてまいります。</p>	無
6	<p>46頁 表ウの、地域生活支援拠点の運用状況検証・検討の目標値が、年1回では少なすぎると思います。少なくとも年2回（以上）は実施し、問題点の抽出とその解決をするべきだと考えます。</p>	<p>地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証につきましては、令和6年度以降、その機能を担う事業所等を構成員とする会議体を設立し、本会議体において運用状況の検証を行った上で、障害者総合支援協議会へ報告し、意見徴取・評価の実施を計画しております。</p> <p>計画案では、その目標値を国が示す基本指針に準じて「年1回」としてありますが、登録事業者数や支援の実績の推移を注視しながら、必要に応じて検証の回数等について見直しを行ってまいります。</p>	無
7	<p>50～51頁 同行援護について、佐倉市では、知的障害等を合わせ持つ視覚障害者に対応できていない。（支援員のスキル不足）現状では、近隣他市で探して利用せざるを得ない。佐倉市内において重複障害を持つ視覚障害者に同行援護が出来るようにして欲しい。51ページで第6期の実績値が減少しているの、第7期のサービスの計画値を減らしているが、6期の実績値が減っているのは、コロナ感染症などの原因だけでなく、知的・発達障害等を合わせ持つ人が利用したくても利用できない現実があるためではないか。支援員のスキルアップと計画値の継続又は増加をお願いしたい。</p>	<p>同行援護の目標値につきましては、他のサービスと同様に、実績値に基づく原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、同行援護サービス提供のためにはガイドヘルパーなど支援員の確保において課題があることも認識していることから、県が指定する事業所が実施する「同行援護従業者養成研修」などについて事業者への情報提供を行い、支援員の養成につながるよう努めてまいります。</p>	無

8	<p>75～80頁          障害に関するマークはいろいろあるようですが、精神障害に特化したマークはないのでしょうか？公共交通機関の中で、調子が悪くなった時に、優先席しか空いていなかった場合等は利用できると助かります。</p>	<p>精神障害に特化したマークについては承知しておりませんが、千葉県において、障害の種別に関わらず、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマーク及びヘルプカードを作成しており、各市町村（佐倉市は障害福祉課）、県健康福祉センター窓口等で対象者の方へ配布しています。</p>	無
---	---	---	---